

研究報告書

「学校支援地域組織事業について」

平成 27 年 3 月

福生市社会教育委員の会議

目 次

はじめに	1
I 学校支援地域組織事業の現状	2
II 学校支援地域組織事業の課題・対策	
1 市として取り組む課題・対策	4
2 学校支援コーディネーターに関する課題・対策	6
3 学校支援ボランティアに関する課題・対策	8
4 学校に関する課題・対策	8
5 社会教育委員としての課題・対策	9

資料

- ・学校支援地域組織ハンドブック
- ・学校支援地域組織事業の現状と強化案（図）
- ・福生市学校支援地域組織事業実施要綱
- ・研究の経緯
- ・平成 25・26 年度福生市社会教育委員名簿

はじめに

「福生市社会教育委員の会議・平成 25 年 3 月の研究報告書『地域の教育力の向上について』」において、「今後の社会教育委員の会議のあり方」として、「机上で考えるだけではなく、時には地域の教育力の向上のために『行動する』会議であるべき」と述べられています。

社会教育委員は、平成 25 年度から新たなメンバーも加わり、活動内容について検討した結果、「学校支援地域組織事業」をテーマとして取り上げることとなりました。

福生市では平成 23 年 4 月の福生第四小学校を始めとし、平成 24 年 10 月までに市内小・中学校全校に学校支援コーディネーターが配置されました。最初の学校支援コーディネーターが配置されてからここで約 4 年になります。

私たちは、関係者への聞き取り、コーディネーター・ミーティングへの参加等による現状調査を積極的に行い、現状・課題の把握に努めて参りました。

その中で、学校支援地域組織事業をより一層活動しやすくし、また、関係者はじめ多くの市民の方に活動への理解を深めてもらうため、「学校支援地域組織ハンドブック」を作成し、平成 26 年 6 月に発行しました。

平成 26 年度は学校支援地域組織事業の現状・課題・対策について研究してきましたが、このたび研究結果を取りまとめましたので、報告・提案するものです。

福生市社会教育委員の会議
議長 渡辺 邦雄

I 学校支援地域組織事業の現状

平成 18 年に改正された教育基本法に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新たに設けられ、これを具体化する方策の柱として「学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的」とする国の学校支援地域本部と、これを推進する都の学校支援ボランティア推進協議会事業がある。

福生市の学校支援地域組織事業は、この国及び都の補助事業を活用し、学校、家庭及び地域との連携協力の下、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進している。

福生市では、平成 23 年 4 月 6 日に学校支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）が第四小学校に最初に配置され、同年に一小、二小、一中、三小、そして平成 24 年度には二中、五小、七小、三中、六小に配置され、全校に配置となった。そして、平成 25 年 4 月 1 日には、学校支援地域組織事業実施要綱が施行され、この要綱により各学校長から推薦されたコーディネーターを教育長が委嘱し、この平成 25 年度当初から市内小・中学校全校において実施要綱に基づいた活動が始まった。

コーディネーターの活動について、要綱第 3 条第 2 項の規定では「コーディネーターは、学校を支援する学校関係者、地域の団体、保護者等と連携して、教育支援活動の総合的な調整のほか、学校支援サポーターの確保などを行う」ものとして、学校、地域のパイプ役となり、学校の教育的なニーズと地域の力を繋ぎ合わせる働きを担っている。このように各学校のコーディネーターが学校長の依頼により、学校及び地域の特色を活かし、その依頼に応えるべく様々な支援活動を行っている。

また、コーディネーターは毎月「コーディネーター・ミーティング」という全員の集まる機会を持ち、現在は、各々の活動報告や情報交換を行うことで、より良い学校への支援活動に向けての話し合いが行われている。

年々、コーディネーターと学校・家庭・地域との連携も密接になり、活動が学校のホームページでも紹介される例が増えつつあるため、着実に児童・生徒への支援の幅を広げていると思われる。具体的な事例としては、最初に配置された四小での横田基地内の小学校との国際交流が挙げられる。今年度も 12 月に開催された。学校の依頼によりコーディネーターが文化協会や地域の方などの日本の伝統文化を教えてくれる方をつなぎ、その協力を得て琴、茶道、着付け、書道などの体験を通して児童間の交流事業を持った。この継続事業のほかにも学校と地域の関係者等をつなぎ今年度初めて行われたクローバーまつりなどがあるが、コーディネーターの活動により今後ともこのような事例が増えていくことが期待される。

現在、各学校における主な支援活動は次のとおりである。

学校名	各学校における主な支援活動
福生第一小学校	学習支援活動(宿題支援、プール授業補助等)
福生第二小学校	学習支援活動(体験授業等)、環境整備活動(芝生管理等)
福生第三小学校	学習支援活動(宿題支援、家庭科授業支援等)、持久走大会安全見守り、登校時安全見守り
福生第四小学校	学習支援活動(体験授業等)、環境整備活動(芝生管理等)、横田基地内小学校との国際交流事業、クローバーまつり
福生第五小学校	学習支援活動(授業支援、夏休みプール指導補助等)、野鳥観察会、地域安全マップ作り
福生第六小学校	学習支援活動(体験授業等)、地域安全マップ作り、登校時安全見守り、環境整備活動(芝生管理、清掃等)
福生第七小学校	学習支援活動(体験授業、検定等)、環境整備活動(芝生管理等)
福生第一中学校	学習支援活動(校外学習引率付き添い等)、環境整備活動(校内美化等)、緊急時における登・下校見守り
福生第二中学校	学習支援活動(ゲストティーチャー手配等)
福生第三中学校	環境整備活動(校内樹木手入れ等)、活動ボランティア募集

Ⅱ 学校支援地域組織事業の課題・対策

1 市として取り組む課題・対策

(1) 市（教育委員会）として、学校支援地域組織事業の目標・必要性・組織・運営等の見直し、提示

現在は、各校1名ずつコーディネーターが配置されているが、コーディネーターの人数を、原則として各校1名とし、各校の状況に合わせ複数人で活動できるようにするのはいかがだろうか。複数人の場合の長所として、身近に相談できる人がいることや得意な分野を担当できること等が考えられるが、情報の共有が難しい等の短所もある。しかし、情報を統括する役を設け、その人に依頼があった旨を知らせる等、情報伝達方法を改善することにより、克服することが可能になる。（現在、五小はコーディネーターのもと6名で活動している。）また、学校ごとに人を配置するのではなく、全10校に10名配置という考え方もある。

小学校と中学校では、学校支援の内容が異なるため、抱える課題や地域の方が関わられることもそれぞれ異なる。そのため、各学校の正確なニーズの把握が必要である。場合によっては、小・中学校それぞれに理想とするモデルを、具体的に提示することも考えられる。この場合、応用的な部分は各校の個性が反映されると良い。

学校支援地域組織事業の運営に関しては、全校統一か各校に判断を任せるかを内容別に検討する方法もある。福生市のルールを決め、マニュアルを作成することも必要になってくる。

(2) 担当部門の組織・機能の整備

学校支援地域組織事業は生涯学習推進課、学校教育は指導室、学校施設は庶務課が担当するなど、学校に関係する職務を複数の課が担当しているため、調整機能の充実を図る必要がある。

学校、コーディネーター、学校支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）からの相談に迅速かつ適切に対応するため、スーパーバイザー※1名の配置を検討してはいかがだろうか。なお、スーパーバイザーは、小・中学校で抱えている課題が大きく違う場合、小学校7校に対し1名、中学校3校に対し1名を配置すると良い。

(3) 事業費

費用の必要な活動と、そうでない活動を明確にするため、線引きをし、ルール作りを行う必要がある。

また、様々な制度の種類・内容の範囲・担当窓口のわかる資料を作成すると、他

※スーパーバイザー：監督・管理・監修を担当する人物、または監視する主体のこと。

ここでは、学校・コーディネーター・ボランティアの中立的役割を担う人物のことを言う。

のボランティア制度も活用しやすくなる。

(4) 学校内での活動の拠点作り

現在、コーディネーターが常駐できるような場所は設けられていない。そこで、学校施設主管課、学校側と調整し、学校施設の中にコーディネーターの活動の拠点となるような場所を設置できると良い。いつでも集まれる場所があることで、コーディネーター同士の情報交換が密に行えるようになる。

部屋の使用方法、維持管理方法については、マニュアルを作成すべきである。

(5) ボランティアの情報管理

コーディネーターにはそれぞれ様々な人脈があるが、学校からの依頼も様々であり、コーディネーターの人脈を超えた内容の依頼を受けることもある。そうした時には、他のコーディネーターから紹介を受けることもあるようだが、市には様々なボランティア登録制度があるため、その情報を活用できるようになると依頼先の幅が広がると思われる。まずは、既存のボランティアデータ（福生市地域まなびあいボランティア制度やふっさっ子の広場（放課後子ども教室）のボランティア情報等）を用いてサンプル版を作成し、最終的には全庁的に情報をまとめると良い。

また、データベース作成後の維持管理方法、維持管理担当部署等について、明確にしておく必要がある。

もう一つの方法として、ボランティア登録制度の担当部署を確認し、その一覧表を作成すると良い。

常に最新の情報にしておく必要があるため、ふっさボランティア市民活動センター（以下「FVAC」という。）等の他の機関と連携した対応や、メンテナンスのためのボランティア要員の確保も考慮する必要がある。

(6) 学校支援地域組織ハンドブック

学校支援地域組織ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）は、コーディネーターが活動しやすくなるように、また関係者はじめ多くの市民の方に理解を深めてもらえるように、平成 25 年度の社会教育委員の会議の成果として作成したが、今後は教職員、コーディネーター、ボランティアのそれぞれに向けた簡易マニュアルとして、分冊又はハンドブックに内容を追加した合冊のものを作成するか検討する必要がある。内容は、①校内のルール②子どもに接する時の注意点③保護者や地域の方への依頼内容④相談窓口の明記等の追加が考えられる。

また、このハンドブックは利用者の意見等を聞き、定期的に改訂することが必要である。さらに、どの程度活用されているかの検証もすべきである。

(7) 他の組織との連携

常に他の組織に関する資料を収集し、各組織と活動内容の把握に努めるべきである。調整会議の設定、組織間のつながりが持てる仕組みを検討し、効率的で充実した活動ができるように努める必要がある。

また、他の事業・組織との連携を模索する必要もある。例えば、ふっさっ子の広場、学童クラブ、PTA、おやじの会、四小ファンクラブ、さらには地域、町会、自治会、老人会等が挙げられる。

社会教育委員の会議では、コーディネーター・ミーティングとの合同会議を開き、ボランティアの紹介、課題の解決等に努めたいと考えている。

(8) 広報活動

市民に対しての事業の周知がまだ行き届いていないと思われるため、市の掲示板、広報ふっさ、福生の教育、市公式ホームページ、ふっさ情報メール、防災行政無線、学校からのお知らせ等を使い、広報活動をより一層強化すべきである。

また、学校側の理解もより一層深めるため、校長、教員等への広報活動をさらに充実する必要がある。

加えて、町会長協議会に出席して学校支援地域組織事業の概要の説明をする等、町会・自治会への広報活動も充実させることで、事業の周知を図り、学校に対する理解を深めることができる。

2 学校支援コーディネーターに関する課題・対策

(1) 相談窓口の機能の充実

コーディネーターから相談を受ける窓口は、相談しやすい環境を整えるため、スーパーバイザーだけではなく教育委員会等にも複数設置すると良い。なお、相談窓口担当は、互いに連絡・調整を密にする必要がある。

(2) コーディネーター・ミーティングの充実

小・中学校全校のコーディネーターが一堂に会するコーディネーター・ミーティングでは、より活発な交流・意見交換を行い、互いに学び合い、ボランティアの募集・確保・調整及び協力体制を堅固にできると良い。

現在、月1回程度開催しているが、曜日と時間が固定されているため出席できない人もおり、メールでは連絡がつかない人もいるため、全員が密に連絡を取れるような方策を考える必要がある。

(3) ボランティアの募集

コーディネーターの人脈等によりボランティアの依頼先が偏る傾向があるため、コーディネーター・ミーティングを利用し、様々な分野のボランティアを確保できると良い。なお、ボランティア募集に関しては、教員から直接依頼があった場合、必ず副校長の了解を得てから進めることを徹底する必要がある。

(4) 研修の充実

コーディネーター養成講座の開催や、体験機会の提供を図るため、研修計画を策定し、着実に実施すべきである。さらに、研修計画の実施状況を必ず確認し、次回の実施に向けて内容を精査する必要がある。また、「特別支援教育講演会」の活用も考慮すると良い。

(5) 地域との連携等

新しく着任した教員はその地域とのつながりが無く、地域や学校の様子が分からない場合が多いが、コーディネーターが地域とのパイプ役を担うことで、教育活動を後退させず行うことができる。このため、コーディネーターと地域の方との定期的な交流が必要となる。

また、混乱を防ぐため、コーディネーターから保護者等ボランティアへの声かけは必ず一か所から行うと良い。

コーディネーターとして地域での活動を円滑にするため、コーディネーターに関する情報（氏名、活動内容等）を1の(8)広報活動に準じて地域に発信する必要がある。

(6) コーディネーターの交代があっても活動・記録を継続させるための仕組み作り

新しく委嘱されるコーディネーターが戸惑うことなく活動できるように、活動成果、課題、要望等の活動記録を作成し、保存しておくが良い。また、その活動記録は、年1回程度教育委員会に報告することも検討すべきである。

コーディネーターの引継ぎは必ず行い、引継ぎ書を作成し保存しておく、その後のコーディネーターが活用できる。

また、既出のとおりコーディネーターを複数配置することで活動を継続させることができる。

コーディネーターの職務内容を明確にしておく必要もある。ハンドブックを活用してより詳しいものを作成するか、学校ごとに一年間の流れがわかるようなものを作成するのも良い。

交代があっても、活動をスムーズに行った事例を分析し、活用する方法もある。社会教育委員は、積極的なバックアップに努める必要があると考える。

3 学校支援ボランティアに関する課題・対策

(1) 相談窓口の機能充実

ボランティアから相談を受ける窓口は、相談しやすい環境を整えるため、スーパーバイザーだけではなく教育委員会等にも複数設置すると良い。なお、相談窓口担当は、互いに連絡・調整を密にする必要がある。

(2) 研修の充実

ボランティアとして既に活動中の方の研修は、ハンドブックを利用して行うと良い。また、新しくボランティアになられる方の研修は、教育委員会、FVACの協力を得て行えると良い。

ボランティア養成講座の開催や、体験機会・発表の場の提供を図るため、研修計画を策定し、実施すべきである。さらに、研修計画の実施状況を必ず確認し、次回の実施に向けて内容を精査する必要がある。また、「特別支援教育講演会」の活用も考慮すると良い。

研修の中で学校を越えた交流も期待されるが、将来的には、ボランティア同士が交流できる場を設ける必要がある。

4 学校に関する課題・対策

(1) 学校の教員への説明

ハンドブックを活用し、制度への理解・活用を促すことに今後も努める必要がある。

(2) 相談窓口の機能充実

学校から相談を受ける窓口は、相談しやすい環境を整えるため、スーパーバイザーだけではなく教育委員会等にも複数設置すると良い。なお、相談窓口担当は、互いに連絡・調整を密にする必要がある。

(3) 管理職、教員の異動があっても活動・記録を継続させるための仕組み作り

活動成果、課題、要望等の活動記録を作成し、保存しておくが良い。また、その活動記録は、年1回程度教育委員会に報告することも検討すべきである。

新校長向けのマニュアルがあれば、新校長の活動を手助けすることができる。これは、ハンドブックを活用すると良い。

異動があっても、活動をスムーズに行った事例を分析し、活用する方法もある。

社会教育委員は、積極的なバックアップに努める必要がある。

(4) 地域との連携に関する教員等の意識啓発

校長等は、お祭り等の地域行事に教員、児童等が積極的に参加するよう、今まで以上に意識啓発をすべきである。

学校主催のイベント等の行事に地域住民が参加しやすい環境を醸成し、将来的には、学校が地域の集会所として親しまれるようになると良い。

事業の周知と、学校に対する理解を深めるため、自治会、老人会等地域への周知・広報活動を充実させる必要がある。

地域が一方的に学校を支援するのではなく、地域にとってもプラスになることがなければ、地域と学校の良い関係は長続きしない。例えば、①高齢者住宅のゴミ出し等を生徒が手伝うようにするといかがだろうか。高齢者に喜ばれるだけでなく、高齢者の安否確認のための有効な手段にもなる。②学校は、震災があった時に避難場所にもなるため、児童・生徒に体育館の案内等の手伝いをしてもらうのも良い。

このように、地域に貢献できる事業を計画し、実施することも大切である。

(5) 周知の方法

町会、自治会等地域への事業周知は、回覧板、学校や市の掲示板等を使って行うと良い。ちらし配布や口コミも有効な方法となる。

(6) コーディネーターへの情報提供

コーディネーターの事業計画策定の参考とするため、校長、教員等から年間事業予定表を配布する等、情報提供を行うと良い。

5 社会教育委員としての課題・対策

(1) 学校支援地域組織事業についてのまとめ・提言

2年間に渡る学校支援地域組織事業の研究結果のまとめを行い、これからの在り方を提案することとして、2月13日に教育委員にパワーポイント形式のデータを用いて報告会を行った。今後も情報を共有すると共に、社会教育委員としての考えを提案していきたい。

(2) 今後の社会教育委員としての関わり方

定期的にコーディネーターとの連絡会議を設定し、コーディネーターの報告、ボ

ランティアの紹介、課題解決の提案等の場として活用していけると良い。

“行動する”社会教育委員として、学校の各種行事には積極的に参加すると共に、地域、町会、自治会、老人会への広報等を行い、学校に対する理解、事業の周知を図り、地域の方々のより多くの参加が得られるように努める。

学校に、この制度をより理解し活用してもらうための取組みを検討する。

社会教育委員はそれぞれがいろいろな団体に所属しているため、所属団体に話を持ち帰り、協力を要請することも必要である。

学校支援地域組織事業がどのように進んでいるか、どういう状況にあるかを常に注視し、コーディネーターへのきめ細かなバックアップに努める。

資料

- ・ 学校支援地域組織ハンドブック
- ・ 学校支援地域組織事業の現状と強化案（図）
- ・ 福生市学校支援地域組織事業実施要綱
- ・ 研究の経緯
- ・ 平成 25・26 年度福生市社会教育委員名簿

学校支援地域組織

ハンドブック

みんなで育てよう

ふっさの子どもたち



このハンドブックは、子どもたちのために何かボランティアをしたいと考えている保護者や地域の方々、学校支援ボランティアを依頼したい先生方、そして、地域の方と先生方をつなぐコーディネーターの方のために作成したものです。

福生市教育委員会

も く じ

●はじめにお読みください →p1~2

1 学校支援地域組織

- (1) 学校支援地域組織とは・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 学校支援地域組織の目的・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 学校支援地域組織のイメージ・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 期待される効果・・・・・・・・・・・・・・ 2

●保護者・地域の方 →p3~7

2 学校支援ボランティアの活動

- (1) 学校支援ボランティアとは・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 学校支援ボランティア活動の特色・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 学校支援ボランティアの依頼があったら・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 打合せの際にすること・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 実際の活動について・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 児童・生徒の特徴・・・・・・・・・・・・・・ 7

●学校の先生方 →p8~9

3 学校の先生方へ

- (1) こんな時は、学校支援コーディネーターに相談してみましょう・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) ボランティアとともに活動する体制づくり・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 活動をする前に・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 活動を終えたら・・・・・・・・・・・・・・ 9

●学校支援コーディネーターの方 →p10~12

4 学校支援コーディネーター

- (1) コーディネーターの役割・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) コーディネーターの活動・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) コーディネーターのしくみ・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) コーディネーターが学校支援地域組織の要・・・・・・・・・・・・・・ 12

●資料

福生市学校支援地域組織事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 学校支援地域組織

(1) 学校支援地域組織とは

保護者や地域の方々がボランティアとして、福生市の小中学校で学校教育を支援する仕組みです。学校支援コーディネーターが学校の教育的ニーズと地域の力をつなぎ合わせるお手伝いをします。

社会がますます複雑、多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化の中で、学校は不登校、学力低下、登下校時の安全確保等多くの課題を抱えています。このような状況の中で、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校・家庭・地域の連携協力のもとに進めていくことが不可欠となっています。

当市では、これまでも各学校で、地域や保護者のボランティアの方々の協力を得ながら、学校運営や教育活動を行ってきました。この学校支援地域組織は、そうした活動をさらに強固にしていこうとすることを目的とするものです。

保護者や地域のボランティアの方々が学校を支援するこれまでの取組がさらに発展し、学校の教育的ニーズと地域・家庭の力をよりつなぎ合わせていくために、組織的にコーディネートし、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで育む中で、より効果的な学校支援を行おうとするものです。

(2) 学校支援地域組織の目的

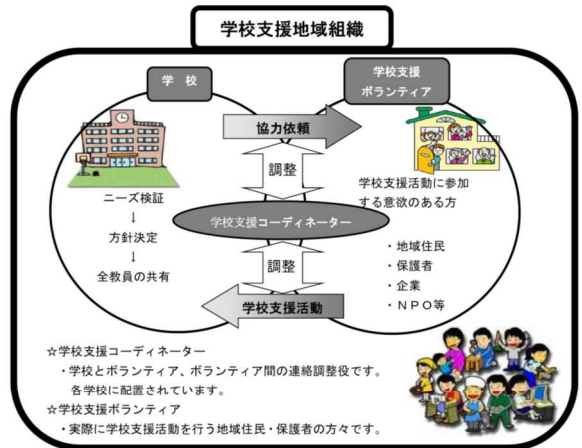
平成18年に改正された教育基本法には、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設されました。

学校支援地域組織は、これを具体化する方策の柱であり、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的としています。

その体制を整えることにより

- 子どもたちの教育をより良いものとする
 - 子どもの多様な体験・経験の増加
 - 規範意識・コミュニケーション能力の向上
 - 多くの目できめ細やかな教育
 - 子どもとしっかり向き合う時間の拡充
- 生涯学習社会を実現します
 - 地域住民の経験や知識、学んだ成果を生かす場
 - 自己実現や生きがいづくり
- 地域の教育力が向上します
 - 地域の絆づくり
 - 地域の活性化・地域づくり

(3) 学校支援地域組織のイメージ



(4) 期待される効果

①子どもたち

- ◆ボランティアの専門性を生かすことで、子どもたちの学びが深まります。
- ◆地域の大人と触れ合う中で、コミュニケーション能力が高まります。
- ◆地域を愛する心が育まれます。

②地域

- ◆地域住民が自らの経験や学習の成果を活用する場となり、「生涯学習社会」の実現につながります。
- ◆地域の活性化につながります。

③学校

- ◆教職員だけではできなかった教育活動が可能になり、教育の多様化と質の向上が図れます。
- ◆子どもと向き合う時間の拡充を図ることができます。
- ◆これまで学校の窓口をしていた副校長先生などの負担が軽減されます。

2 学校支援ボランティアの活動

(1) 学校支援ボランティアとは

「子どもたちの教育のために役に立ちたい！」という熱い思いを持って、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティア活動です。

ボランティア活動にはいろいろあります

①学習支援

☆学習アシスタント型

子どもたちの学習活動をよりよく進めるための活動です。

☆ゲストティーチャー型

子どもたちの学習を深めるために、専門的な知識や技能を生かす活動です。

②環境整備

☆環境整備型

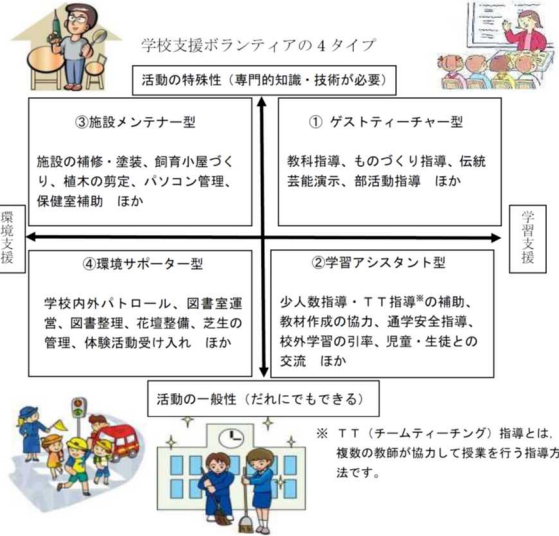
安全で快適な学習環境を整える活動です。

☆施設メンテナー型

施設や設備の維持や管理をするために、知識や技能を生かす活動です。



3



(2) 学校支援ボランティア活動の特色

- ◆ 学校の要請に応じて、できる人が、できる時に、できることを支援します。
- ◆ 他人から強制されるのではなく、自発的意志によって行われます。
- ◆ 先生や子どもと一緒に活動し、学校をより良くしていく活動です。
- ◆ ボランティア自身の経験や専門性を生かす活動です。
- ◆ 地域の絆が深まり、地域の活性化に役立つ活動です。

4

(3) 学校支援ボランティアの依頼があったら

①依頼があったら、学校に次のことを確認しましょう

- ◆ いつ？ どこで？（〇月×日、△曜日の何時ころ、〇×室など）
例）家庭科の裁縫の授業でミシンの補助に入る
社会科の歴史の授業で戦時下の福生の状況を読む
- ◆ どんなことをどのように行ってほしいのか？（できるだけ具体的に）
- ◆ 対象の学年・クラスは？ 児童・生徒の人数は？
- ◆ 担当の教職員の氏名、連絡先（電話番号、ファックス番号、メールアドレス）



②依頼を受けることになったら

- ◆ 事前の打合せをする日時の確認
* 事前の打合せを必ず行ってください。教室（当日の会場）や児童・生徒たちの授業の様子を見ることができると、実際のイメージが描きやすいものです。
- ◆ どこに行けばよいかの確認
* 来校者の入口や受付の仕方は学校ごとに異なります。
- ◆ 支援・活動内容の整理・準備・確認
* どんな内容をどのような順で話し、活動するのかわかるといいプランを作ってください。
* 内容によっては、視覚からわかるビデオ、DVD、写真、絵、図等があると効果的です。
* 参考資料等があればご用意をお願いします。
* 体験活動や実験等で想定される事故の危険性についても調べておき、必ず担当の教職員に確認してください。

(4) 打合せの際にすること

①打合せで必ず確認すること

- ◆ 学校の教育方針や特色、児童・生徒たちの様子について
- ◆ 今回の活動のねらいについて
* 活動を通して何を理解させたいのか等、担当の教職員のねらい等を確認してください。
- ◆ 授業（活動）について
* 自分のできることと担当の教職員のねらい等をすり合わせ、授業（活動）の流れ（内容、進め方等）を確認します。
* 学校にある機材や道具などの種類や数を確認し、学校側が準備するもの、ボランティア側が準備するものを明確にします。
- ◆ 経費について
* 活動によっては、材料費や運搬費等が必要な場合があります。支出について事前に担当の教職員と確認してください。



5

◆ その他

- * 当日学校へ行く時間、場所、緊急時の連絡の取り方などについて確認してください。
- * 打合せしたことをもとに、当日の流れ、資料等を用意してください。できればファクシミリまたはメールで事前に担当の教職員へ送付しておくことで安心です。

(5) 実際の活動について

① ボランティア活動を行うにあたり

☆学校に着いたら

- 事前の打合せで担任の教職員に確認した手順で受付をします。学校を訪問したら、最初に事務室（受付）を訪れます。そこで、自分の名前と訪問の目的、担当の教職員の名前を伝えます。
- また、事務室前には、学校を訪問した人の名前などを記入する用紙が備えられているので、必要があれば記入をして、教職員の案内に従って受付を済ませましょう。
- ※ 学校では、児童・生徒の安全確保が最優先なので、関係者以外の方が学校に入ってくる場合には、どうしても慎重に対応されるのです。



☆学校支援ボランティア活動の当日

- ◆ 最初の出会いが大切です。明るいあいさつを心がけてください。
- ◆ 児童・生徒と共に自らも学ぶ気持ちで接してください。
- ◆ ボランティア活動にふさわしい身なりや、活動しやすい服装をお願いします。
- ◆ 約束や決められた時間を守ってください。

②絶対に守ってください！

- ◆ 児童・生徒およびその家族についての個人情報、学校で知り得た情報は、固く守り、口外しないでください。
- ◆ 体罰やセクシュアル・ハラスメントにつながる行為は絶対に許されませんのでご注意ください。
- ◆ 政治や宗教に対しては、中立の立場でいてください。営利目的の活動もしないでください。

③活動しているとき

☆児童・生徒をよく理解して、一人ひとりを大切に

- ◆ 担当の教職員とよく相談し、児童・生徒とのコミュニケーションを大切に。
- ◆ あせらず、ゆっくり児童・生徒を理解するように努めてください。
- ◆ 児童・生徒には、わかりやすく、丁寧な言葉遣いで話してください。
- ◆ 児童・生徒の良いところを見つけてほめてあげてください。
- ◆ 一人ひとりを大切に、公平・公正に接してください。

6

☆児童・生徒の様子に気配りを！

- ◆ いつも児童・生徒の様子、周りの状況等に気を配り、活動の中で気づいたことは遠慮せずに先生方に相談してください。

☆事件・事故が発生したら

- ◆ すぐに近くの先生方に知らせるとともに、担当の教職員に知らせてください。

④活動を終えたとき

☆活動が終わったら、当日の活動を振り返って先生方と話し合ってみましょう。

- ◆ 学校も教職員以外の方の意見等を求めています。学校にとっては、次のステップへの貴重なアドバイスとなります。
- ◆ 活動終了後、コーディネーターとの話し合いを持ち、活動を振り返ってみることは、次回の活動を充実させ、より良い活動をするために必要なことです。活動内容や感想などの記録を残しておきましょう。

(6) 児童・生徒の特徴

☆小学校低学年（1・2年生）

- ◆ 何にでも興味・関心を示し、一生懸命に取り組む
- ◆ 男女の区別なく仲良く遊んだり活動したりすることができる
- ◆ 学校生活のきまりや基本を学ぶ時期



☆小学校中学年（3・4年生）

- ◆ 学習活動に積極的に取り組み、個性を発揮する時期
- ◆ 仲間意識が育ち、学級やグループなどの組織的な活動にも意欲的に取り組む
- ◆ 体験活動などに主体的に参加するようになる

☆小学校高学年（5・6年生）

- ◆ 男子と女子に体格の変化が生じる時期
- ◆ 低学年と一緒に縦割り活動などでは、リーダーとして活躍できる
- ◆ 学習活動に向かって計画的に学習を進められるようになる

☆中学校

- ◆ 精神的には、女子の方がやや成長が早く、落ち着いている
- ◆ 反抗したり自己主張したりするなど、変化が著しい時期
- ◆ 社会体験活動などを通して、自分の進路を考える時期



3 学校の先生方へ

(1) こんな時は、学校支援コーディネーターに

相談してみましょう

「地域の方々の協力があれば、子どもたちのためにもっといろいろなことができるのになぁ・・・」
そんな先生方の思いを叶えてくれるものの一つが、学校支援地域組織です。地域の学校支援ボランティアの方々の協力によって、教育活動の幅が広がり、大きな教育効果を生むことが期待できます。

☆こんなことを考えたことはありませんか？

- ◆ 「芝生や花壇の手入れなどしてくれる人はいないかな」
- ◆ 「登下校時に学区内をパトロールしてくれる人はいないかな」
- ◆ 「学校図書館の運営をサポートしてくれる人がいると助かるんだけど」
- ◆ 「校外学習の引率を手伝ってくれる人が欲しいな」
- ◆ 「福生の昔のことについてお話をしてくれる人がいないかな」
- ◆ 「学習に遅れのある子、障害のある子のそばで援助してくれる人がいると助かるんだけど・・・」

こんなときこそ、学校支援ボランティアをお願いするときです！

地域には「子どもたちの教育のために役に立ちたい」という住民の方々がいます。こんな人がいたら助かるな・・・と思ったら、学校支援コーディネーターに問い合わせしてみましょう。各学校には、学校支援コーディネーターが配置されています。

- ◆ ボランティアの情報が手に入り、効果的な教育活動が計画できます。
- ◆ 連絡・調整のための時間が短縮されます。
- ◆ 学校での学習活動が充実します。
- ◆ 地域の思いや願いが学校に伝わります。
- ◆ 学校と地域がより身近になります。

(2) ボランティアとともに活動する体制づくり

①ボランティアについて共通理解を図りましょう

☆全教職員で共通理解を

- ◆ ボランティア活動の意義や目的について、共通理解を図りましょう。

☆子どもたちに説明を

- ◆ 何のためにボランティアが来校しているのかを子どもたちに説明し、学校生活が地域の方々に支えられていることを伝えましょう。

☆保護者にも説明を

- ◆ ボランティアの協力により、子どもたちが学びを深め、多くの体験ができることを、保護者にも知らせましょう。家庭と地域とのつながりも大切です。

②ボランティアについての情報を発信しましょう

- ◆ 学校の情報を家庭や地域に発信し、学校が必要とするボランティアについての内容を理解してもらいましょう。また、活動の様子を知らせることも大切です。

③学校に招く機会をつくりましょう

- ◆ 学校行事や学校公開日などに地域の方々を招いて、子どもたちとふれあう機会をつくりましょう。ボランティアについて、理解してもらうチャンスです。

(3) 活動をする前に

- ◆ 支援をお願いしたい「内容」「日時」「対象学年」「場所」「必要人数」をわかっている範囲で、できるだけ具体的に詳細にコーディネーターに伝えてください。
- ◆ 活動前に、必ず直接会って、打合せをして、行き違いないように充実した活動ができるようにしましょう。学校のねらい・施設・設備・備品・準備するもの・費用等も率直に具体的に伝えましょう。そして、ボランティアの方のお話を聞き、お互いに納得した形で進めましょう。
- ◆ ボランティアの方は、子どもたちのために「役に立ちたい」という気持ちで来てくださいます。敬意を持って丁寧に対応しましょう。

(4) 活動を終えたら

- ◆ 終了後、丁寧に挨拶を述べるとともに、「お気づきの点があれば・・・」と意見・感想を伺いましょう。次の活動に生かします。
- ◆ 後日でも良いので、児童・生徒の授業への感想、お礼を何かの形でお伝えしましょう。ボランティアの方にとって励みになります。

4 学校支援コーディネーター

(1) コーディネーターの役割

- ◆ 学校支援コーディネーターは、学校とボランティアの間に立って両者を結びつけるだけでなく、両者の思いやねらいを受け止め、「協働」という対等な関係で一緒に活動を創り上げていくための調整をします。
- ◆ コーディネーターがいることで、ボランティアや先生の戸惑いが少なくなり、活動が円滑になります。その結果、学校でのボランティア活動や教育活動が、さらに活気のある充実したものになります。
※「協働」とは・・・立場が違っても、同じ目的を持つ者同士が、対等に意見交換をして、行動を共にすることです。

(2) コーディネーターの活動

①受け止める

- ◆ 「ボランティアの支援がほしい」という学校のニーズを受け止めます。
- ◆ 「ボランティア活動がしたい」という地域住民の思いを受け止めます。

②知らせる

- ◆ 学校が必要としているボランティアの情報を地域住民や保護者に伝えます。

③つなぐ

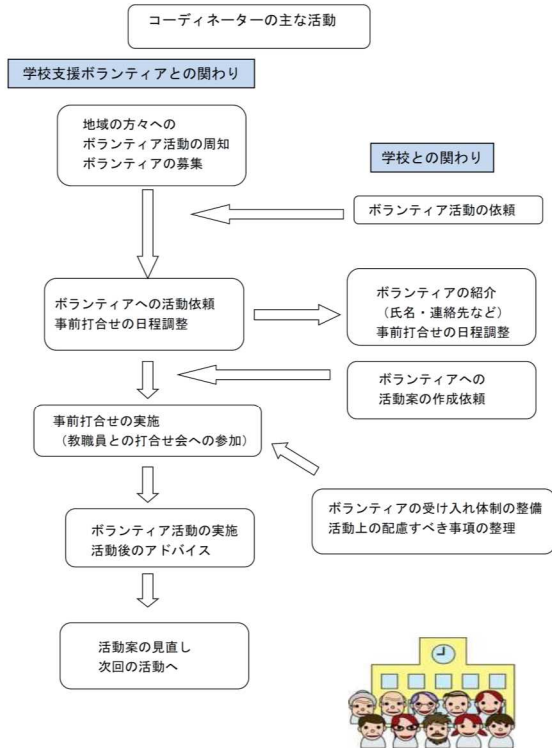
- ◆ 「ボランティア活動をしたい」という希望がある地域住民を学校に紹介したり、「ボランティアの支援がほしい」という学校にボランティアを紹介したり調整をします。

④支える

- ◆ 活動の前には、学校の先生やボランティアからの相談を受けたりします。また、活動後もボランティアが気付いたことを先生に伝え、先生からの感想もボランティアに伝えます。

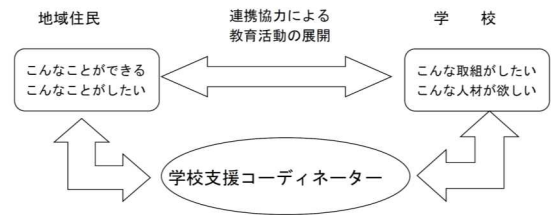
⑤ふりかえる

- ◆ より良い活動となるよう、活動後の振り返りをします。



(3) コーディネーターのしくみ

学校支援コーディネーターは学校のニーズを把握して、学校の求めに応じた学校支援ボランティアを派遣する役割を担っています。



(4) コーディネーターが学校支援地域組織の要

- ① 学校と地域のパイプ役となります。
 - ◆ 学校の要望に応え、地域の方々に声をかけ、ボランティアを集めます。
- ② ボランティアのリーダーとなります。
 - ◆ 必要に応じて、ボランティアの先頭に立ち、ボランティアをまとめます。
- ③ 地域のネットワークをつくるお手伝いをします。
 - ◆ 活動を通して、地域の方々同士の連携も生まれてきます。コーディネーターを中心に、地域の方々の結びつきが強くなります。



福生市学校支援地域組織事業実施要綱

平成 25 年 4 月 1 日要綱第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校、家庭及び地域との連携協力の下、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するための福生市（以下「市」という。）における学校支援地域組織事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。（事業の内容）

第 2 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校支援コーディネーターの配置に関すること。
- (2) 教育支援活動の実施に関すること。

(学校支援コーディネーター)

第 3 条 福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要に応じて、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに、学校支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置するものとする。

2 コーディネーターは、学校を支援する学校関係者、地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等（以下「学校支援サポーター」という。）と連携して、当該学校内における次条に規定する教育支援活動の総合的な調整のほか、学校支援サポーターの確保、登録、配置、活動プログラムの企画等を行う。

3 コーディネーターは、配置する学校の校長が推薦する者とし、教育長が委嘱する。

4 コーディネーターには、謝礼を支払うものとし、その額は、予算の範囲内で、別に定める基準に基づき支払うものとする。

5 コーディネーターの任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(教育支援活動の実施)

第 4 条 この事業において実施する教育支援活動は、学校支援サポーターにより行う次に掲げる事項とし、地域の実情に応じた方で、当該学校における学校の要望に応じて実施するものとする。

- (1) 授業の支援に関すること。
- (2) 部活動の指導に関すること。
- (3) 図書の利用及び読み聞かせに関すること。
- (4) 花壇及び樹木の整備等、校内の環境整備に関すること。
- (5) 登下校時における子どもの安全確保に係る活動に関すること。
- (6) 学校行事の運営支援に関すること。
- (7) その他子どもが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動に関すること。

(運営委員会)

第 5 条 教育委員会は、必要に応じて、市内の教育支援活動等の運営方法を検討する福生市学校支援運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することができる。

2 運営委員会の運営等については、別に定める。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

※要綱における「学校支援サポーター」は、ハンドブック内の「学校支援ボランティア」を意味しています。

学校支援地域組織ハンドブック

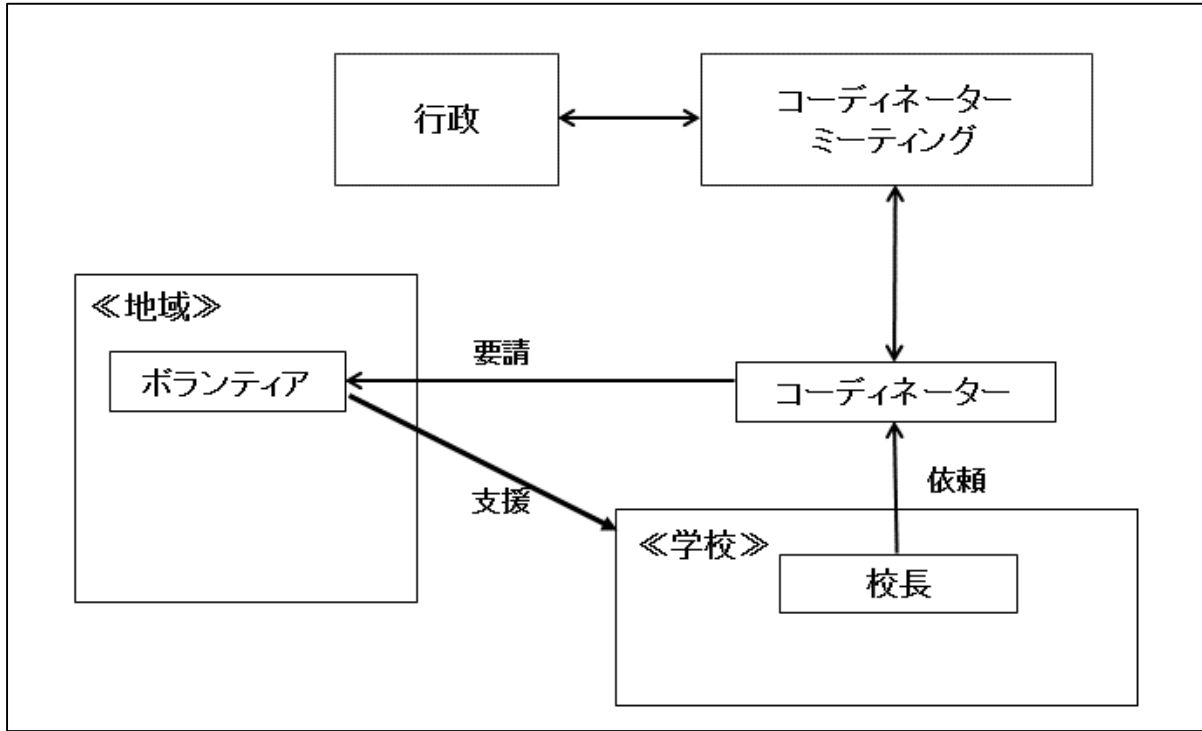
平成 26 年 6 月

発行 福生市教育委員会
 担当 生涯学習推進課地域教育支援係
 〒197-8501 福生市本町 5
 電話 042-551-1958 (直通)
 FAX 042-552-2622
 メール fshakai@city.fussa.tokyo.jp

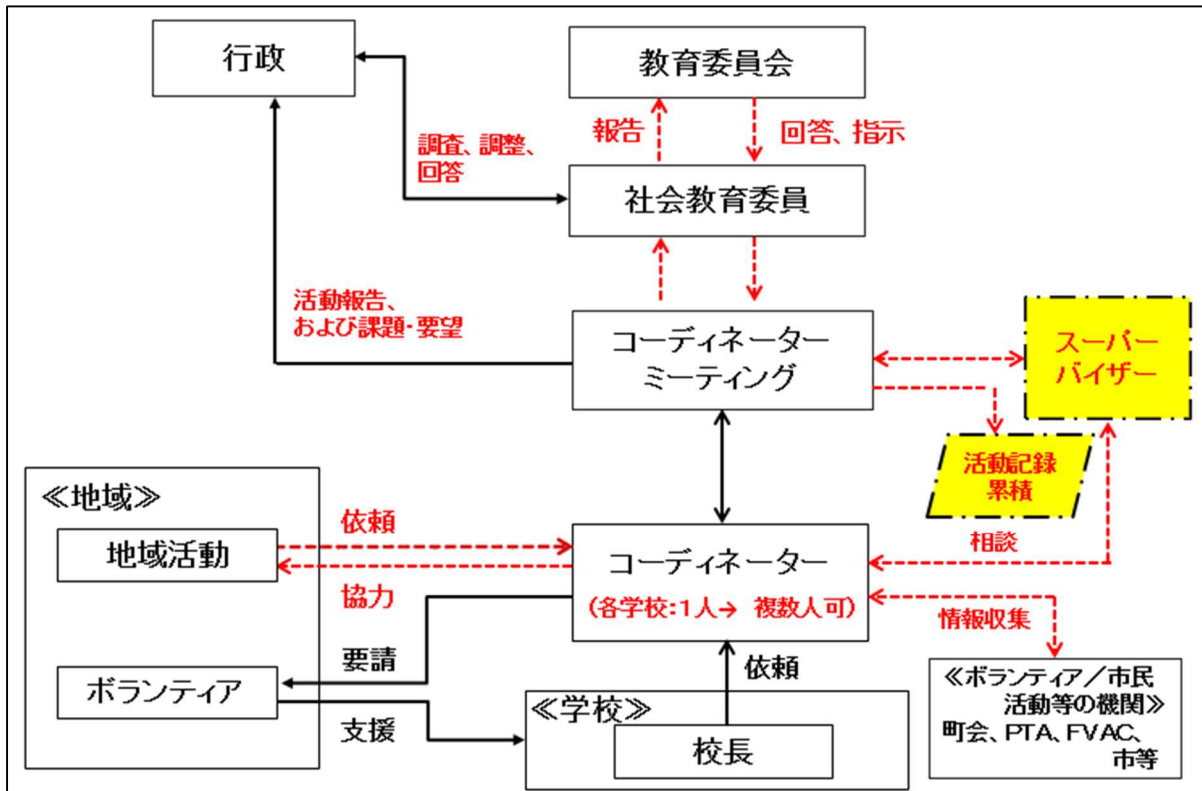
学校支援地域組織の現状と強化案（図）

2月13日に開催の教育委員への研究報告会で配布した資料より抜粋したものです。

【現状】



【強化案】



福生市学校支援地域組織事業実施要綱

平成25年4月1日要綱第29号

福生市学校支援地域組織事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校、家庭及び地域との連携協力の下、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するための福生市（以下「市」という。）における学校支援地域組織事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校支援コーディネーターの配置に関すること。
- (2) 教育支援活動の実施に関すること。

(学校支援コーディネーター)

第3条 福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要に応じて、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに、学校支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置するものとする。

2 コーディネーターは、学校を支援する学校関係者、地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等（以下「学校支援サポーター」という。）と連携して、当該学校内における次条に規定する教育支援活動の総合的な調整のほか、学校支援サポーターの確保、登録、配置、活動プログラムの企画等を行う。

3 コーディネーターは、配置する学校の校長が推薦する者とし、教育長が委嘱する。

4 コーディネーターには、謝礼を支払うものとし、その額は、予算の範囲内で、別に定める基準に基づき支払うものとする。

5 コーディネーターの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(教育支援活動の実施)

第4条 この事業において実施する教育支援活動は、学校支援サポーターにより行う次に掲げる事項とし、地域の実情に応じた方策で、当該学校における学校の要望に応じて実施するものとする。

- (1) 授業の支援に関すること。
- (2) 部活動の指導に関すること。
- (3) 図書の整理及び読み聞かせに関すること。

- (4) 花壇及び樹木の整備等、校内の環境整備に関すること。
- (5) 登下校時における子どもの安全確保に係る活動に関すること。
- (6) 学校行事の運営支援に関すること。
- (7) その他子どもが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動に関すること。

(運営委員会)

第5条 教育委員会は、必要に応じて、市内の教育支援活動等の運営方法等を検討する福生市学校支援運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することができる。

2 運営委員会の運営等については、別に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

研究の経緯

開催日	会議	会議内容
平成25年 4月18日	平成25年度 第1回	・社会教育委員の役割について
5月21日	第2回	・今年度の活動内容について
6月26日	第3回	・今年度の活動内容について（テーマ「学校支援地域組織について」）
7月1日		・教育委員会から諮問を受ける（平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について）
7月18日	第4回	・答申の審議（平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について） ・学校支援地域組織事業について
		・教育委員会へ答申（平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について）
8月17日	第5回	・子ども体験塾「水の中のいきもの博物館」への参加
9月27日	第6回	・学校支援地域組織事業について （ゲスト：栗林前五小校長、野村コーディネーター）
10月29日	第7回	・学校支援地域組織事業について
11月21日	第8回	・学校支援地域組織事業について
12月19日	第9回	・学校支援地域組織事業について
平成26年 1月29日	第10回	・コーディネーター・ミーティングへの参加、意見交換
3月17日	第11回	・学校支援地域組織事業について（学校支援地域組織ハンドブック）
4月25日	平成26年度 第1回	・学校支援地域組織事業について （学校支援地域組織ハンドブック、今年度の進め方）
5月26日	第2回	・学校支援地域組織事業について （学校支援地域組織ハンドブック、研究のまとめ）
6月		・学校支援地域組織ハンドブック 発行
6月25日	第3回	・学校支援地域組織事業について（研究のまとめ）
7月1日		・教育委員会から諮問を受ける（平成26年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について）
7月31日	第4回	・答申の審議（平成26年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について） ・学校支援地域組織事業について（研究のまとめ）
		・教育委員会へ答申（平成26年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について）
8月24日	第5回	・子ども体験塾「子どもひこうき展」への参加
9月29日	第6回	・学校支援地域組織事業について（検討課題まとめ）
10月22日	第7回	・学校支援地域組織事業について（検討課題まとめ）
11月18日	第8回	・学校支援地域組織事業について（検討課題まとめ）
12月16日	第9回	・学校支援地域組織事業について（報告資料の検討）
平成27年 1月21日	第10回	・学校支援地域組織事業について（報告資料の検討）
2月13日		・教育委員への研究報告会 開催
2月24日	第11回	・学校支援地域組織事業について（報告書のまとめ）
3月24日	第12回	・学校支援地域組織事業について（報告書のまとめ）

平成 25・26 年度福生市社会教育委員名簿

	氏 名	選 出 区 分
議 長	わたなべくにお 渡 辺 邦 雄	社会教育関係者 (ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会)
平成 26 年度 副 議 長	なかむらみずほ 中 村 瑞 穂	家庭教育関係者 (福生市社会福祉協議会)
平成 25 年度 副 議 長	たかだひろこ 高 田 ヒ ロ 子	学識経験者
	にしやまたえこ 西 山 多 恵 子	学校教育関係者 (福生市公立小中学校校長会推薦)
	こやまのぶいち 小 山 信 一	社会教育関係者 (福生市文化協会)
	おくむらゆうじ 奥 村 雄 二	社会教育関係者 (特定非営利活動法人福生市体育協会)
	おおのふみあき 大 野 文 明	社会教育関係者 (福生市公立小中学校 P T A 連合会)
	まえりえ 前 里 恵	家庭教育関係者 (元主任児童委員)
	まんざわあきら 萬 沢 明	学識経験者
	のむらりょう 野 村 亮	学識経験者

発行 平成 27 年 3 月

事務局 福生市教育委員会事務局

生涯学習推進課 生涯学習推進係

〒197-8501 東京都福生市本町 5 番地

電話 042 - 551 - 1950 (直通)